



住民監査請求に係る監査の結果について

令和7年8月7日付けで提出のあった生駒市議会公明党及び日本維新の会の政務活動費に係る住民監査請求について、監査委員による監査結果が、令和7年10月3日、市長に通知されました。

■ 住民監査請求が求めている措置内容

生駒市長に対し、生駒市議会公明党及び日本維新の会に所属する議員が令和6年度に支出した政務活動費のうち、違法不当支出に係る金額について、返還請求する等必要な措置を講じること。

■ 監査委員による監査結果の内容

- ・生駒市長が生駒市議会公明党に対して交付した令和6年度政務活動費の支出のうち、令和6年8月8日に成田議員が京都市で開催の公共施設特別講座を受講したことに対する請求については、第4講のみ京都市で受講したことについての合理的理由が見当たらず、当該支出が妥当性を欠くものと判断するが、令和7年9月30日に研修費17,700円のうち交通費相当額計2,700円が市に返還され、市の損害がなくなり実質的要件を欠くこととなったため棄却する。
- ・請求人のその余の請求を棄却する。

■ その他

- ・この監査結果を受ける前に、生駒市議会公明党から、令和6年8月1日から2日に成田議員が東京都千代田区で開催の公共施設特別講座を受講したことに対する研修費85,565円及び令和6年8月7日に成田議員が京都府相楽郡和束町に先進地視察したことに対する研修費6,000円の合計91,565円が市に返還されました。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

生駒市議会事務局（次長 岩井） ☎0743-74-1111(内線 5050)